

事 務 連 絡
令和4年1月31日

岡山県医師会長
岡山市医師会長
岡山市内医師会連合会長 殿
倉敷医師会長
倉敷市連合医師会長

岡山県保健福祉部長
岡山市保健所長
倉敷市保健所長

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について

このことについては、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（令和4年1月24日付け事務連絡）において示されているところですが、本県の感染状況を踏まえて、当分の間、下記のとおり取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 患者が自ら抗原定性検査キットで検査して医療機関を受診した場合、発熱等の症状があっても、重症化リスクが低いと考えられる方（別添1）については、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する結果を用いて確定診断を行って差し支えありません。
- 2 感染者の同居家族などの濃厚接触者が有症状となり、医療機関を受診した場合、重症化リスクが低いと考えられる方（別添1）については、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断することも可能です。
こうした患者の感染症法に基づく医師の届出に当たっては、入院以外の場合であっても疑似症患者として届け出てください。（別添2）
また、こうした場合でも、経口薬など治療薬の投与が必要となる場合等は、検査を行ってください。

<事務連絡に関するQ&A>

Q 1 記2の「感染者の同居家族などの濃厚接触者」とはどのような濃厚接触者か。

オミクロン株の家庭内の二次感染率は、国内外の知見により3～4割以上と非常に高くなっていることが明らかとなっています。そのような感染している可能性が非常に高い濃厚接触者として、家族等の同居人が感染者となった場合やクラスターが発生した施設の従業員で明らかな曝露歴がある場合などを想定しています。なお、あくまでも医師の裁量として検査を実施しなくても十分に新型コロナウイルス感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものと言える場合を想定しています。

Q 2 記2の「感染者の同居家族などの濃厚接触者」については、経口薬など治療薬を投与する場合においても検査を実施しなくてよいのか。

経口薬など治療薬を投与する場合や他疾患の可能性も相応に高く鑑別が必要な場合などにおいて、診断を確定する（※）ために検査を実施することは当然に必要となります。

※COVID-19 に対する薬物治療の考え方第12版（一般社団法人日本感染症学会 COVID-19 治療薬タスクフォース、2022年1月21日）によると、以下とされています。

「原則として、PCR、抗原検査などによりCOVID-19の確定診断がついていない患者は薬物治療の適応とはならない（濃厚接触者の治療適応は条件に適合する症例に限り、カシリビマブ／イムデビマブ（販売名：ロナプリーブ注射液）でのみ承認されている）。」

※なお、「患者の感染しているウイルス株がオミクロン株であることが明らかである場合や、その蓋然性が高い場合はカシリビマブ／イムデビマブ（販売名：ロナプリーブ注射液）を投与することは推奨されません。」（令和3年12月24日付厚生労働省事務連絡）とされていることについてもご留意ください。

Q 3 記2で入院を要しないとされた疑似症患者は、感染症法第18条の就業制限の対象とされるのか。

感染症法第18条の就業制限は、第12条第1項による医師の届出があることを前提としているところ、1. ③で入院を要しないとされた疑似症患者は、同項にかかわらず届出をお願いするものであるため、感染症法第18条の就業制限の対象とはなりません。なお、この場合であっても、感染症法第44条の3第2項に基づき、自宅等での待機を求めることとなります。

Q 4 記2の疑似症患者は、自治体が公表している新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数に含まれるのか。

記2の疑似症患者は、岡山県、岡山市、倉敷市が公表している新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数に含まれます。

<問い合わせ先>

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部

総合調整グループ 担当：平田、篠原

電話（086）226-7960

岡山市保健管理課 担当：藤田

電話（086）803-1251

倉敷市保健所保健課 担当：宇野

電話（086）434-9800

(別添1)

例えば、40歳未満で危険因子（基礎疾患・肥満等（注））を持たない、ワクチン2回接種済みの方を対象とすることが考えられます。

(注)「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第6.1版」において、新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、基礎疾患等のある方として慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満のある方、喫煙、一部の妊娠後期の方があげられています。

(別添2)

「疑似症患者に係る感染症法に基づく届出」

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（令和4年1月24日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に記載する疑似症患者の届出を行う場合には、「12 診断方法」の項目内において、以下のとおり、選択・記載してください。

- ①検査方法：“その他”を選択ください
- ②検体：“その他”を選択ください
- ③検体採取日：診断日を選択ください
- ④結果：“その他”を選択ください。
- ⑤自由記述欄：“臨床診断”と記載ください